

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○保安林の解除（2件）	（治山林道課）	1
○道路の供用開始	（道路課）	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	1

告 示

高知県告示第681号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町入野字横濱123の9（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
都道府県立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第682号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町入野字横濱123の9（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
都道府県立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部

治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年11月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村柏木字丸山 795番10から 安芸郡北川村柏木字丸山 795番8まで	26	令和6年11月19日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和6年11月19日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和6年3月25日 5高都計第546号	吾川郡いの町波川字 ヲヤバタケ1944番1	愛媛県西条市西田 甲590番地2 株式会社大屋 代 表取締役 伊藤 慎太郎